

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 21.3.26 第 171 回国会第 6 号

3月26日(木) 第6回の委員会が開かれました。

1 消費者庁設置法案(内閣提出、第170回国会閣法第1号)

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、第170回国会閣法第2号)

消費者安全法案(内閣提出、第170回国会閣法第3号)

消費者権利院法案(枝野幸男君外2名提出、衆法第8号)

消費者団体訴訟法案(小宮山洋子君外2名提出、衆法第9号)

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

(参考人)

(午前)一橋大学大学院法学研究科教授

松本恒雄君

L & G被害対策弁護団副団長

弁護士

紀藤正樹君

(午後)日本生活協同組合連合会専務理事

品川尚志君

日本女子大学准教授

細川幸一君

(質疑者及び主な質疑内容)

土屋正忠君(自民)

- ・市長として消費者相談等を見てきたが、相談の多くは身近なもので金額的に軽微なものであった。準司法型の組織よりも消費者庁の方が実態に即しているのではないかと参考人の意見を伺いたい。
- ・国などの行政機関が個人の利益を代表して訴訟を行う父権訴訟制度と現行法制度との整合性について、紀藤参考人の意見を伺いたい。

榎屋敬悟君(公明)

- ・NOVAの問題などでは行政の対応が遅く、司法のほうに先に対応している。こうした消費者問題への行政の対応の遅れについて紀藤参考人の意見を伺いたい。
- ・消費者に身近な法律が消費者庁に移管されることによりどのような効果が期待できるかと松本参考人に伺いたい。
- ・消費者被害の未然防止や被害拡大の抑制についての消費生活センターの役割について紀藤参考人の意見を伺いたい。

階猛君(民主)

- ・違法収益はく奪の必要性についての参考人の認識についてお聞きしたい。また、民主党案が被害者救済のため、団体訴訟の提起や訴訟援助などについて手当していることに対する参考人の所見をお聞きしたい。
- ・消費者権利院を監視機関として内閣の外に置くことに対する参考人の見解をお聞きしたい。

- ・地方の消費者相談員を国家公務員とし、その処遇の改善や雇止めを防止し知識の涵養を図れるようにすることに対する参考人の所見をお聞きしたい。

塩川鉄也君(共産)

- ・政府案における消費者政策委員会は、消費者の意見が直接届く透明性の高い組織として機能するのか。また、国民生活審議会とはどう違い、消費者行政の監査機能を果たすことができるのかについて参考人に伺いたい。
- ・政府案と民主党案についてのそれぞれの特徴と相違についての参考人の認識を伺いたい。
- ・違法収益の被害者還付制度についての参考人の所見についてお聞きしたい。

日森文尋君(社民)

- ・消費者行政の4つのタイプのうち協働行政は弱いという指摘があったが、協働行政という観点からすると、消費者庁関連3法案をどのように強化していけばよいか、松本参考人に伺いたい。
- ・消費者庁を中心とした消費者行政を行うにあたり、既存の省庁も改革が必要であると考えますが、どのような方策が考えられるかと松本参考人に伺いたい。また各省庁に変わって欲しい点を紀藤参考人に伺いたい。
- ・今後、救済制度として違法収益はく奪制度を導入するに向けて、クリアしなければならない課題を松本参考人及び紀藤参考人に伺いたい。

糸川正晃君(国民)

- ・これからの消費者行政はどのような理念の下でどのような使命を果たしていくべきか、松本参考人及び紀藤参考人に伺いたい。
- ・消費者政策委員会の人選が非常に重要であると考えているが、それらの人選や構成に対する意見を松本参考人に伺いたい。また、一般的な消費者として主婦等をメンバーに含めることに対してどのように考えるか、紀藤参考人に伺いたい。
- ・違法収益を取上げた上で、それを被害者に還付する方法についての意見を、紀藤参考人に伺いたい。

西本勝子君(自民)

- ・消費者権利院は、内閣から独立して置かれるが、消費者庁は、総理大臣の強いリーダーシップの下、内閣府の外局に設置される。消費者行政を担うに当たり、組織としての位置付けに関しその見解を伺いたい。
- ・消費者庁という立派な組織を創設しても地方の消費者行政における現場を充実しなければ意味がないと考える。地方消費者行政の強化充実のため何をすべきと考えるか。また、消費生活相談員の人員確保と質の向上をはかることが必要だと考えるがいかがか。また、消費者行政は、そもそも地方の事務とすべきなのか国の事務とすべきなのかその見解を伺いたい。
- ・違法収益はく奪制度を考える際、消費者と事業者の双方にとって利点のある制度とするにはどのようにすべきと考えるかその見解を伺いたい。

田端正広君(公明)

- ・消費者庁という新しい組織の在り方を考える上で、国際的な消費者行政組織の事例の中、日本の消費者行政はどうあるべきなのか見解を伺いたい。
- ・消費者行政の司令塔である消費者庁に置かれる消費者政策委員会は、独立性を保ち専門性を兼ね備えることが重要だと考えるが、消費者行政の中でどういう役割をはたしていくべきと考えるか。
- ・適格消費者団体に対して国は財政的な支援を行い、その機能をいかに充実させていくかが重要だと考えるがその見解を伺いたい。

小宮山洋子君(民主)

- ・政府提案の「消費者庁設置法案」について品川参考人の所見を伺いたい。また、民主党提案の「消費者権利院法案」について細川参考人の所見を伺いたい。
- ・津々浦々同質の消費者相談が受けられるようにするため、

地方の消費者相談窓口の相談員の処遇等について、品川参考人と細川参考人の所見を伺いたい。

- ・現行の消費者契約法に規定されている適格消費者団体は、被害者の消費者救済を担うことができるのか。民主党案の「消費者団体訴訟法案」では、適格消費者団体に対する国や地方公共団体による財政支援を規定しているが、現行制度の下で適格消費者団体の認定を受けている者として、何が足りないか、品川参考人の所見を伺いたい。
- ・韓国等の消費者政策において学べる点について、細川参考人の所見を伺いたい。

塩川鉄也君(共産)

- ・現行の消費者団体制度の下で、適格消費者団体を運営している者として、情報収集における改善措置、差止請求・損害賠償請求の対象範囲の拡充、父権訴訟の導入など現行制度の課題について、品川参考人の所見を伺いたい。
- ・消費生活相談員の在り方について、今後どうあるのが望ましいかを細川参考人に伺いたい。
- ・都道府県においては組織上産業部局が中心になっているなど、消費者視点が欠落しているようだが、そのような地方行政の現状について、細川参考人の所見を伺いたい。
- ・商品テスト体制がどんどん削られている現状について、細川参考人の所見を伺いたい。

日森文尋君(社民)

- ・消費者政策委員会は内閣総理大臣に意見具申できるとされているが、その他にはどのような権限を付与されるべきか伺いたい。
- ・各省庁が消費者専任セクションを作るなど消費者の目線で仕事をするにより、消費者庁が機能的なと思うが、この点について意見を伺いたい。
- ・韓国では消費者団体を組織する権利があり、EUでは消費者団体に対する公的支援が充実している。このような点から消費者団体の在り方について意見があれば伺いたい。

下地幹郎君(国民)

- ・平成18年に起きたエレベーター事故の原因がいまだに解明されていないことについてどう思うか。また、消費者庁が設置されていたらどのような対応であったと思うか。
- ・適格消費者団体は個人や企業から寄附等を受けている。個人(消費者)と企業(事業者)両方から寄附を受けることについてどう思うか。
- ・小学校から大学まで、また成人に対する消費者教育はどのように行っていくべきと考えるか。